

BEPS 行動計画 12

タックス・プランニングの開示義務 ～中国における対応、日本における対応、 日中間取引における注意点～

November 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

BEPS 行動計画 12 :

タックス・プランニングの開示義務

今回は、制度的報告（Mandatory disclosure regimes）にかかわるお話です。

背後にあるアイデアは、移転価格税制における、APA（事前確認）と基本的に同様です。すなわち、事象（ここでは租税回避行為）が起こった後に、調査によって、一つ一つ確認をしていくことに労力をかけるよりは、前もって、納税者（ここではプロモーターも含みます）から事前に詳細な情報提供を受けたほうが、時間的にも労力的にもはるかに効率が良いはずであるというものです。

もちろん、それに越したことはないのですが、現実には様々な問題もあり、そう簡単ではないことも容易に想像できます。

それでは、BEPS行動計画12 では具体的にどのようにこれに取り組んでいるのでしょうか？

I. BEPS12 タックス・プランニングの開示業務

行動計画12（タックス・プランニングの開示義務）では、タックス・プランニングの税務当局への開示制度について、国内法による義務化及び各国間での情報共有を推奨することを目的としています。

経緯

行動計画12に関する議論は、2015年3月31日にディスカッションドラフトが公表され、その後パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、2015年10月5日に最終報告書が取りまとめられました。

内容

最終報告書では、既に同様の開示義務制度を制定している国々（英国、米国、アイルランド等）の制度も視野に入れた上で提言内容がまとめられています。

タックス・プランニングの開示義務制度の目的ないし制度設計上での配慮すべき基本原則について整理した上で、各国において自国にふさわしい制度設計が出来るようにすべく、ミニマム・スタンダードではなく、開示義務制度の基礎的な要素（開示義務者、開示の対象範囲、開示手続等）に関し、各々推奨される複数の選択肢が提唱（モジュラー方式）されています。

また、国際的な税務スキームにかかわる開示義務制度の導入に際し、その特徴を踏まえた留意事項について提唱されていると同時に、開示された情報が各国の税務当局間で共有されることを目的とする、JITSICネットワークの活用が推奨されています。

具体的には、最終報告書は4つの章で構成されており、各章の概要は次のとおりとなっています。

1. タックス・プランニングの開示義務制度の概要及びその他の制度との関連

ここでは、開示義務制度による潜在的租税回避スキームの早期的入手、関係者の認識、抑止力としての機能が説明されるとともに、事前確認、追加的情報開示、質問票調査、自主的開示、協力的コンプライアンスプログラム等の関連した制度との比較がなされています。

2. タックス・プランニングの開示義務制度におけるモジュラー方式の意義及び効果

ここでは、誰が、どのような取引について、どのような基準で、いつ開示をしなければならないかについての議論説明がなされています。

3. 国際的税務スキームに係る開示義務制度の留意点

ここでは、国際的税務スキームの開示義務について、数値的基準を採用しないこと、幅広い定義の採用、租税回避を予期していない場合の開示義務免除、知りうる範囲での情報開示、グループ当事者に対する合理的な情報開示要請等に係る議論説明がなされています。

4. 国際的税務スキームに係る税務当局間での開示情報の共有

ここでは、個別具体的な国際的税務スキームへの対応だけでなく、経験や知識の向上や新しいスキームへの対応等の面でも情報の共有が重要であるものとされています。

II. 日中における対応・今後の日中間取引について

行動計画12が対象としている多国籍企業が採用する過度なタックス・プランニングには、自国の税負担を回避する効果を有するものと、自国外における税負担を含めた国際的回避するものがあるといえます。ここで、自国外における効果を有するスキームについて、自国内で制度的開示を要請することの問題点や、その情報の他国の課税当局に対する提供の可否についても一定の調整がなされなければ、当該制度的開示による効果は大きく損なわれるものと考えられます。

(1) 日本

日本の企業の多くはコンプライアンス意識が高いものといえ、従って、現実に過度なタックス・プランニングを採用している企業は少ないものと想像され、この意味においては日本企業について大きな影響はないものと考えられます。

しかしながら、日本企業の立場はどうであれ、政府の立場から見れば、OECD 及びG20 を中心とした取り組みに対する支持は必然と捉えられることから、既に税制調査会においても国内法制化について議論がなされており、早ければ2017年から制度化がなされる可能性があるといわれています。

ここでは、プロモーターとして税理士に報告義務を負わせるという報道が先走っていますが、注意深く見守る必要があると考えられます。

(2) 中国

中国においては、自国の課税回避にかかわるタックス・プランニング開示にかかわる制度の導入が予想されます。また、現時点においては、中国国外において過度の租税回避を目的としたタックス・プランニングを採用している中国の多国籍企業は少ないものと考えられます。

しかしながら、中国企業による海外の多国籍企業買収が活発化しており、このような買収に伴うタックス・プランニングにかかわる関与について、国家秘密法等の関連もあり、中国課税当局としてどのような対応を実施していくのかについては、今後の執行状況を見守る必要があるものと考えられます。

(3) 日中間取引における今後の留意点

上述の通り、タックス・プランニングの開示については、直接的効果が予想される一方で、その効果を顕在化させるためには、様々な要素が上手く調整されることが前提となっており、一筋縄ではいかないものと予想されます。

従って、国際的な事業活動に従事する企業は、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものといえるでしょう。

最後に、これから迫りくるBEPS という荒波に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。



JITSIC（Joint International Tax Shelter Information Center：国際タックスシェルター情報センター）：

OECD における Forum on Tax Administration (FTA、税務長官会議) と緊密な関係を取りながら、現在36ヶ国の税務当局により設置されている組織で、各国の職員が、国際的租税回避スキーム及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有に取り組んでいます

プロモーター：

タックスシェルターまたは租税回避スキームを促進するまたは報告義務を有するタックススキームの実施を促進する役割を有する仲介者（実質的アドバイザー）をいうものとされています。Study into the Role of Tax Intermediaries (OECD, 2008).

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087



MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn